

研究番号：34315

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530496

研究課題名（和文）組織体逸脱の研究 理論の整理と検証

研究課題名（英文）A Study of Organizational Deviance: Review of Theories and Verification

研究代表者：寶月 誠（HOGETSU MAKOTO）

立命館大学・産業社会学部・教授

研究者番号：50079018

研究成果の概要（和文）：

日本の食品企業の逸脱を事例にして、組織体逸脱がいかにして生じるのかに関する仮説の構成と検証を試みた。知見は以下の命題に集約される。

- (1) 誘因となる逸脱機会や問題状況に直面したときに、企業逸脱は生じやすい。
- (2) 関係者がコントロールは自分たちには及ばないと状況判断することで、逸脱に踏み切る。
- (3) 企業逸脱を持続するには企業は逸脱を隠ぺいし、それを可能にする組織編成を必要とする。
- (4) 発覚後の企業の運命は社会的反作用のみならず、組織の財力やリーダーによって左右される。

研究成果の概要（英文）：

Using the data from case studies of organizational deviance in Japanese food industry, we have examined the propositions to explain how organizational or corporate deviance is committed. Our findings support the following propositions.

Organizational deviance is likely to take place when the manager faces any problematic situation or inducing opportunity to make a profit.

When the manager considers the risk of social control is less likely to happen, he decides to engage in organizational deviance.

To repeat organizational deviance, it is important to have corporate structure that covers up its behavior.

After organizational deviance has come to light, the fate of corporation depends on not only the hardness of social reaction, but also corporate resources such as finances and leadership.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：社会問題、企業犯罪・組織体逸脱、食品企業、社会的コントロール

1. 研究開始当初の背景

(1) 現代の社会生活は企業活動に依存する度合いが高い。もし企業が逸脱行為を犯せば

その影響は消費者や住民、関連企業、従業員、株主などに広く及ぶ。企業の種類は多様であるが、本研究では対象として食品企業を取り

上げる。食品業界はグローバル化や科学技術の進歩、生活スタイルの変化に伴う消費者ニーズの変質の著しい世界である。こうした変化のなかで、消費者の安全や信頼性が損なわれる食品企業の逸脱が頻発している。

(2) 重要な問題にもかかわらず組織体逸脱に関する研究は、欧米で活発に行われていても、比較的日本では少ない。特に、食品企業を対象とした研究は乏しいのが実情である。

(3) そのため、組織体逸脱のこれまでの理論を整理し、日本の食品企業の逸脱の事例に照らして検証し、日本の企業逸脱を説明するのによりふさわしい理論を構築することが重要である。

2. 研究の目的

(1) 組織体逸脱に関する既存の文献およびこれまでの自らの研究から主要な仮説・命題を整理する。

(2) それらの命題を検証するために日本の食品企業が関与した逸脱の事例を収集して、事例に照らして、命題を修正していく。

(3) 企業逸脱全体にまで一般化することは困難でも、少なくとも食品の安全性や信頼性を損なう企業の逸脱行為に関しては、それらがいかにして生じるのかを説明できる理論の構築を目指す。

(4) 得られた知見に基づいて、食品の安全性に関する政策を考えるとすれば、いかなる指針が示せるのかを検討する。

3. 研究の方法

主にシカゴ学派の「社会的世界論」の理論的視点と方法論に準拠して、以下のデータに基づき、食品企業の逸脱を説明する仮説・命題の構築をおこなった。

(1) 日本の食品企業が関与した逸脱事例・事件の全体の傾向を知る年次データは、以下のデータベースや統計から作成した。

日経テレコン21の新聞記事データベース(1977年から2006年までの30年間、「食品と不正」「不正表示」「事故・事件」「企業責任」をキーワードとして複合検索)。

国民生活センター『消費生活年報』掲載の「危害・危険情報」の食品該当部分(1988年から2006年)

厚生労働省『食中毒統計資料』(1975年から2007年)

厚生労働省大臣官房統計情報部編『保健・衛生行政業務報告』(1996年から2005年までの「食品衛生法」に違反した事例)

厚生労働省医薬品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室『輸入食品監視統計』(2004年から2006年)

農林水産省消費・安全局『JAS法違反事例』(2002年から2007年)

『公正取引委員会年次報告』から「景品表

示法に関する統計」(1989年から2007年)

警察庁生活安全局生活環境課生活対策室「生活経済事犯取締り状況」(2002年から2007年)

(2) 事例研究

まず上記データのなかから、不正表示や偽装、食品中毒に関わる事件のうち興味深いと思われる事例を数例取り出し、事件の内容を法律情報データベースの判例や企業情報、他の新聞(朝日新聞、毎日新聞、地方紙)、文献などを用いて詳しく調べた。さらに「分析的帰納法」の方法に従って、仮説を検証したり、反証事例となる事件がみつかるように、仮説の検証に必要なと思われる事例を、雪だるま式に順次集めていった。事例としては最終的には25ケースを活用した。

4. 研究成果

(1) 食品企業の逸脱の統計からの知見

食品企業の逸脱に関する報道・報告は、新聞の事件報道と国民生活センターの危害・危険報告にもとづけば、ほぼ1995年から増え始めその後増減はあるものの2002年にピークに達している。それにともなって行政の対応(排除命令や改善指示・処分)も増える傾向がある。こうしたデータから、1990年代半ばから食品企業の逸脱への関心が高まってきたといえるが、実際に逸脱する食品企業が増えたとは断定できない。消費者や報道機関の食の安全への関心が高くなってきたことの反映とも考えられるからである。

食品企業の逸脱のなかで新聞に主に報じられているのは「偽装・不正表示」、次に「健康被害をもたらす行為」に分類される逸脱である。法令では、食品衛生法違反、JAS法違反、景品表示法違反、不正競争防止法違反が食品企業の違反の主なものである。

食品企業は逸脱するだけでなく、製品に毒や針などを入れるなどと脅迫され、企業自らが恐喝のターゲット・被害者となる事件も多い。この点が業界のひとつの特徴である。

逸脱の発覚の経緯は「消費者の苦情」について「内部告発」によるケースが多い。

経営のタイプや企業規模、創業年数などで逸脱頻度や逸脱のタイプに差異があるのかは明確ではないが、逸脱に複数回関与したと報じられている企業のなかには、大企業や農業協同組合や生協などが含まれる。ただ、そうした組織の逸脱は社会的関心が高いために見逃されず、逸脱の回数の記録も増えることも考慮する必要がある。

(2) 事例からの仮説の修正によって構成された企業逸脱に関する命題

当初、既存の研究からいくつかの仮説を立てて、それらを逐次事例を通じて検証していったが、最終的な命題は以下ようになった。

企業は逸脱の誘因となる逸脱機会を得たり問題状況に直面したりしたときに、企業逸脱は生じやすくなる。

当初の仮説では、企業が問題状況に直面している事態が主に企業逸脱を生む状況であると考えていたが、そうした状況がなくとも、差額関税制度あるいは BSE 対策になされた「牛肉在庫緊急保管対策事業」などの政策、さらに国産商品と外国産の価格格差が大きい市場環境などでは、逸脱の誘因となる事例が見出されたために、上記のような命題に修正した。

逸脱の「誘因機会」と「問題状況」は企業逸脱の背後条件をなすもので、両方とも存在する場合はもちろん、いずれか一方があれば企業逸脱が生まれやすい条件となる。

以上の仮定以外に、事例を説明するのに企業逸脱を生むもう一つの条件として Tittle のコントロールバランス論の仮定を導入した。取り上げた事例のうちいくつかのケースはこの仮定である程度説明することもできるが、コントロールに関係する者が複数存在する状況では、バランス比を判断することが困難であることが判明し、さらにこの仮定がなくても説明できるケースも判明したので、最終的にはこの仮定は破棄した。

経営者や担当者は社会的コントロールが自分たちには及ばないと状況判断することで逸脱に踏み切る。

経営者や担当者が逸脱に踏み切るにはそれなりの覚悟が必要であると考えて、最初は逸脱を必要悪だとかやむを得ない事態であるといった「状況の定義」が逸脱に際してなされるものと仮定した。こうした仮説に適合する事例もあるし、既存の研究でも「中和の理論」を用いて説明されることが多い。

しかし、いくつかの事例から読み取れることは、逸脱を正当化したり言い訳したりするよりも、自分の場合は逸脱しても多分見つからないだろうという思い込みや安心感の存在である。こうした意識がどのようにして形成されるのかに関しては、さらに調べなくてはならないが、社会的コントロールは自分には及ばないだろうという意識は逸脱に踏み切る跳躍台の役割を果たす。

組織が逸脱行為を持続するには、逸脱の事実をいかに隠ぺいすることができるのかという点にかかっているのが、それを可能にする条件を整えることが重要となる。

企業逸脱は繰り返し行われることが多い。逸脱の継続はどのようにして可能となるのか。最初の逸脱では自分にはコントロールは及ばないだろうとの思い込みで踏み出すことができるが、逸脱を反復するとなるとそうした思い込みだけでは不十分である。企業逸脱の継続には最初の仮定では、組織内に逸脱を巧みに行うためのノウハウを蓄積してい

くことや逸脱の命令に背けない権力関係の存在、あるいは逸脱者に報いる組織の報酬システム、さらに規制情報を事前に伝えるネットワーク、逸脱を黙認する統制側や行政機関との癒着構造が重要だと考えた。

事例のなかにはこうした条件のいくつかに該当するケースも見出されたが、これらの条件がすべて満たされなければ、企業逸脱の継続は不可能であるとは必ずしもいえない。そうした条件の有無よりもまずいずれの事例を通じてもいえることは、逸脱の事実が外部に発覚しないことが、継続の鍵となるということである。この当たり前のように思われる単純なことが、逸脱継続の決め手・本質的な要素となる。先にあげた諸条件はどれも発覚を防ぐ手立てとして機能する限り、逸脱企業にとって逸脱の継続を可能にする条件となるのである。

産地が偽装されていても、あるいは法定外の添加物が使用されていても消費者が見抜くことが困難な場合も多いので、食品企業の逸脱はそれほど難しいことではないといわれる。それでも情報が外部に漏れれば逸脱は発覚するので、企業内の秘密が消費者や統制機関、時には組織内の他の部門にも流出しないように管理する必要がある。逸脱を隠ぺいするためにどのような組織を構成したり手段を講じているのかは、各企業で異なっているが、大まかには権力・報酬によって管理するタイプと組織の分化・専門化によって情報の流れを統制するタイプに分かれる。前者はワンマン経営者に率いられた中小企業、後者は大企業によくみられるタイプだといえる。

発覚後の企業の運命は社会的反作用の強弱や持続性だけでなく、組織の財力やリーダーの性格によって左右される。

食中毒など消費者に被害が出た場合に消費者の通報で企業逸脱が発覚するケースはあるが、巧妙な偽装や不正な薬品使用などの逸脱の場合は内部告発、同業者の告発によってはじめて発覚する。行政機関の立ち入り調査や警察の捜査によって発覚した逸脱であっても、他企業でなされた内部告発が契機になっていることが多い。特定の企業に対する内部告発を契機にして、行政機関が業界全体の調査や捜査を開始し、企業逸脱が芽づる式に発覚するというケースである。内部告発が発火点になることが多い。

いずれにせよ逸脱が発覚すると多くの企業は存続の危機にさらされる。企業によっては発覚を契機に廃業に追い込まれるケースもあれば、厳しい時期を乗り越えて再生していく企業もみられる。この差は何によって生じるのであろうか。フォーマルなサンクションやメディアや消費者の反作用が厳しければ厳しいほど、またその機会が長ければ長いほど、企業の存続は困難になる。

しかし、事例のなかには、反作用の厳しさだけで企業の存続が左右されない企業もある。企業のなかでも財力が豊かな企業や企業のリーダーの交代が円滑になされる場合は、社会的反作用が加えられても存続する。財力が無かったり、親会社や金融機関からの支援の得られない企業は破たんする。さらに、それまでワンマン経営者に率いられてきた企業の場合に、その人が検挙されたりすると、企業はたちまち破綻する。また、経営者が責任を回避するために、自己破産するケースもある。

日本の食品企業は中小企業の占める割合が高くまたワンマン経営のところも少なくないので、企業逸脱の発覚は企業の廃止につながりやすい。

(3) 政策的な観点からは企業逸脱を少なくすることがひとつの課題となるが、この課題に対して以上の命題から示唆しうる含意は以下の点である。

企業にとって逸脱誘因となるような制度的機会を設けないようにすることである。

抑止のためには、企業逸脱の発覚を妨げている状況が何であるのかを考えることが重要である。

逸脱が発覚すれば破産する企業が多いが、社会的コントロールの目的を消費者や統制側は明確にすることが必要である。

(4) 残された課題と意義

いずれの命題もそれらを否定するような事例の探査が十分になされているとはいえない。そのためにグレイザーとストラウスのような「理論的飽和」(提起した命題を否定するような事例はこれ以上見出されないと判断できる段階)には、いまだ達していない。したがって、さらなるデータにより慎重に命題を検証し、それらをエラボレーションする必要がある。

ただし、現段階でも本研究の意義はある。企業逸脱の研究の多くが横断的研究であるのに対して、本研究は企業逸脱のプロセスを辿る理論的な視点を重視している。企業がどのような状況の下で逸脱に関与し、また逸脱を継続していくのか、さらに逸脱の発覚後に企業はどのような経路をたどるのかについての考察を試みている。また、十分な反証事例の検証に耐えていないとはいえ、逸脱発覚後の企業の経路を左右する条件として、社会的反作用のみならず、企業の財力やリーダーの特徴が重要であることを指摘したことは今後の研究にひとつの方向性を与えるものと評価できる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文](計5件)

宝月誠、食品企業の逸脱に関する仮説の再検討、ヒューマンセーフティ研究、査読無、3号、2010、41-59頁

宝月誠、事例研究から仮説構成の可能性、立命館産業社会論集、査読有、第46巻第3号、2010、39-61頁

宝月誠、食品企業の逸脱事例とその解釈、ヒューマンセーフティ研究、査読無、2号、2009、49-71頁

宝月誠、逸脱ビジネスの世界、立命館産業社会論集、査読有、第44巻第4号、2009、1-19頁

宝月誠、食の安全性と食品企業の逸脱 1977年から2006年までの日本の動向、ヒューマンセーフティ研究、査読無、1号、2008、39-73頁

[その他]

宝月誠、質的データの活用：W.I.トマス/F.ズニエツキ『ヨーロッパとアメリカにおけるポーランド農民』(1918-20)、井上俊・伊藤公雄編、社会学的思考、世界思想社、2011、147-156

宝月誠、「常識」による推論：シカゴ学派は古いのか、社会と調査、6号、2011、99頁

宝月誠、ラベリング、日本社会学会社会学事典刊行委員会編、社会学事典、2011、148-149頁

宝月誠、シカゴ学派社会学の理論的視点、立命館産業社会論集、第45巻第4号、2010、45-65

宝月誠、書評 森田洋司監修『新たなる排除にどう立ち向かうのか：ソーシャル・インクルージョンの課題と可能性』、日本社会病理学会編、現代の社会病理、2010、139-142

6. 研究組織

(1) 研究代表者

寶月 誠(HOGETSU MAKOTO)

立命館大学・産業社会学部・教授

研究者番号：50079018